（名古屋工業大学名誉教授）　高橋　憲助

正四位に叙する
（都城工業高等専門学校名誉教授）　菊地康太郎
松浦泰次郎

従四位に叙する（各通）
正五位に叙する　加藤　茂
大堀　浩　高岡　隆盛
従五位に叙する（各通）　成田　隆
荒瀬杜詩夫　内山　弘夫
西條　進　肥後昭七郎　倉澤　昭正
札埜　耕三　船田　政興　福田　利正
山下　登　村松　伸郎
正六位に叙する（各通）
荒木　満三　池田　一　一ノ瀬輝司
岡田　八宏　北村　喜義　田中　耕一
中瀬　正好
従六位に叙する（各通）
池田　利雄　上野　保三　堤　芳男
出村伊三郎　土師　暹　比嘉　盛安
（青森県鰺ヶ沢地区消防事務組合消防司令）
正七位に叙する（各通）　吉田　和文
秋元　敏夫　中村　悦雄
従七位に叙する（各通）（以上十月五日）
（鹿児島工業高等専門学校名誉教授）　野添　光夫
従四位に叙する
教授）　従七位
綾木　修　種市　寛
福原　朝悦　堀水　好
従五位に叙する（各通）
赤塚　鉄榮
遠藤　初男　橋本　達夫　藤原　徹
正八位
小路　順
藤岡　善庸
正六位に叙する（各通）
有田　安吉　生駒　實
河添　榮一　齋藤　繁治　川上　司
早日渡　縣　齊藤　英夫
（警視正）
水嶋　明
従六位に叙する（各通）　皆上　利榮
大石　哲也
従七位に叙する（各通）（以上十月六日）　佐々木春男

従四位に叙する
正七位
正八位
（外務事務官）　神田橋宗行
正五位に叙する（各通）　宗　英昭
従五位に叙する（各通）　北澤　齊
奥　博隆　酒井　弘
斎藤　滋
高見　正一　塚本　盾男
正六位に叙する（各通）
青山　健雄　新井　隆一
田中　一正　渡邉　利光
従六位に叙する（各通）　有賀久美男
正七位に叙する（各通）　遠藤　信雄
丹羽　静且
従七位に叙する（各通）（以上十月七日）　亀岡　暄一
従四位に叙する
正六位に叙する　永江　經重
従六位に叙する（各通）　富田　重雄
従七位に叙する（以上十月八日）　藤代　久郎
従五位に叙する（各通）
正八位
正六位に叙する（各通）　小宮　貞夫
正七位に叙する（各通）
従六位に叙する
正五位に叙する
正六位に叙する（以上十月十日）
従七位に叙する（以上十月九日）
従六位に叙する
正五位に叙する
従六位に叙する（以上十月十日）
従七位に叙する（十月十一日）

角川　靖夫
阿部　光雄　草川　隆次　千島　孝文
中川　誠一　吉成　昭壽
奥田　子英　小柳　義司　保地　黎明
桑嶋　賢男　壽谷　東洋　平戸美和子
梶谷　忠幸
中村　憲雄　萩原　浩通
古谷　清昇　増田　博美　森川　徹
國分　晃夫　三好　義邦　山本　治男
高橋　憲助
菊地康太郎
田中　耕一　福田　利正
一ノ瀬輝司　中村　悦雄
吉田　和文
生駒　實　小路　順　藤原　徹
水嶋　明
野澤　治男
梶谷　忠幸　酒井　弘
千島　孝文　丹羽　静且　吉成　昭壽

○叙勲

旭日単光章を授ける（十月四日）　林　泰成
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月七日）　須賀　弘　百々　昭
旭日単光章を授ける（各通）（十月五日）　宗　英昭
旭日小綬章を授ける　田辺　治彦
遠藤世喜雄　福島　春雄　藤田　巽　塚本　芳香
宮井　能睦　毛利　道生　渡邉　義文
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月七日）　土居　正之　安彦
瑞宝小綬章を授ける（各通）　真清悌二郎
石井　英行　今井　覺郎　吉良　至誠
熊谷　基　坂本　砂太　渋谷　和英
菅原　茂　中村　憲雄　萩原　浩通
瑞宝双光章を授ける（各通）　古谷　清昇　増田　博美　森川　徹
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月四日）　國分　晃夫　三好　義邦　山本　治男
（名古屋工業大学名誉教授）　高橋　憲助
瑞宝中綬章を授ける
（都城工業高等専門学校名誉教授）　菊地康太郎
瑞宝小綬章を授ける　池田　一　倉澤　昭正
成田　隆　肥後昭七郎　田中　耕一
札埜　耕三　山下　登　福田　利正
瑞宝双光章を授ける（各通）　秋元　敏夫　一ノ瀬輝司
岡田　八宏　中村　悦雄
（青森県鰺ヶ沢地区消防事務組合消防司令）　吉田　和文
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月五日）　赤塚　鉄榮　綾木　修　生駒　實
川上　司　齊藤　英夫　小路　順
橋本　達夫　早日渡　縣　藤原　徹
堀水　好
（警視正）　水嶋　明
瑞宝双光章を授ける（各通）　大石　哲也　野澤　治男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月六日）　青山　健雄　奥　博隆　梶谷　忠幸
北澤　齊　斎藤　滋　酒井　弘
高井　甚治
（外務事務官）　中川　誠一　千島　孝文
平戸美和子　丹羽　静且
瑞宝双光章を授ける（各通）　吉成　昭壽

皇室事項

大綬章等勲章親授式

十一月八日午前十時三十分、宮中において、大綬章等勲章親授式を行われ、山崎拓及び甲斐中辰夫に旭日大綬章を、高久史麿、石弘光、松浦晃一郎及び佐藤壯郎に瑞宝大綬章を授与された。

御祝電

天皇陛下は、十一月九日カンボジア国の独立記念日につき、同月八日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年11月12日

千葉労働局長　絹谷　國雄